

当該行為における景観形成に関する考え方

- 事業地内のオープンスペースと周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域の土地利用と関連づけた土地利用計画とする。
- 事業地内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、地区ごとのまとまりのある計画とする。
- 事業地内に、歴史的・文化的な資源や保全すべき樹木等がある場合は、その場所を公園等のオープンスペースに取り込んだ計画とする。
- 区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、良好な景観の形成を図る。
- 電線類は道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置するなどの工夫をする。
- 神田川への歩行者の動線を確保する。
- 区画は建築物等の配置が神田川へ顔を向けやすいものとする。

(記載欄) 上記内容を踏まえ、景観に関する計画全体の考え方や特に配慮した点等を記載ください。